

## 東日本建築教育研究会会則

- 第1条 本会は東日本建築教育研究会と称し、北海道・東北・関東・北信越・東海の5ブロックで構成する
- 第2条 本会は工業教育、特に建築教育に関する研究を行い、その向上改善を図ると共に、会員相互の連絡並びに全国高等学校建築教育連絡協議会との連携を密にすることを目的とする。
- 第3条 本会は、下の会員を以て組織する。
1. 正会員・・・東日本地域工業高等学校在職中の建築課程関係教職員及び建築科出身の学校長など。
  2. 賛助会員・・・本会の趣旨に賛同する会社、事業所など。
  3. 個人会員・・・東日本地域において、本会加入校以外の高等学校に在職している、かつての本会会員の中で、引き続き本会加入を希望し常任理事会で推薦された者及び正会員を除く建築課程及び関連学科に所属する教員個人
- 第4条 本会の事務局は原則として会長所属の学校におく。
- 第5条 本会は第2条の目的を達成するために下の事業を行う。
1. 建築課程に関する学習指導方法の研究
  2. 建築界の動静に関する研究。並びに各種資料の収集調査
  3. 研究発表会、講演会、見学会などの開催
  4. その他、本会の目的達成上必要な事業
- 第6条の1 本会に次の役員・理事会をおき、会の運営に当たる。
- 会長（1名）、副会長（若干名）、事務局長（1名）  
会計（1名）  
都道府県理事（都道府県理事会を構成する。）  
常任理事（常任理事会を構成する。）  
必要に応じて顧問、参与をおくことができる。
- 第6条の2 本会の目的を達成するために次の分科会、委員会をおく。
- 分科会（製図、計画、法規、構造、施工）  
委員会（編集、製図コンクール運営、資格取得推進、広報）  
（各分科会、委員会は主査、委員長を互選する。）
- 第6条の3 役員、委員の任期は1年とし、重任を妨げない。ただし途中異動の場合、後任者の任期は前任者の残期間とする。
- 第7条 会長は常任委員会において選出し、総会・理事会において承認を受ける。
- 副会長・事務局長・会計・会計監査は会長が推薦し、総会・理事会・常任委員会において承認を受ける。
- 常任理事は役員、各主査、各委員長、東京近辺の都道府県理事等から選出する。別に建築科出身の学校長・教頭等に参加を求めることができる。
- 理事は各都道府県会員校の中から都道府県を代表して1名互選する。（北海道、東京は2名）  
分科会・委員会の委員は必要に応じ会員の中から選び総会・理事会・常任理事会の承認を得て会長が委嘱する。  
顧問・参与は常任理事会が推薦し、会長が委嘱する。
- 第8条 会長は本会を代表し、副会長は会長事故あるときこれを代行する。
- 都道府県理事会・常任理事会は、事業計画、会計予算・決算などの重要事項について審議する。  
事務局長、会計は会務を処理し、本会の運営を司る。  
主査会は副会長・主査・委員長・事務局長・会計で構成し会の運営の原案を作成する。  
会計監査は本会の会計を監査し、監査報告をする。  
分科会・委員会は会の目的を遂行するために基礎的事項を審議する。  
顧問及び参与は本会の運営について助言し、会の発展を援助する。
- 第9条 理事会・常任理事会・分科会・委員会は随時会長が召集する。

第 10 条 総会・都道府県理事会は年 1 回定期に開く。開催地は持ち回りとする。特に必要あるときは常任理事会の決定により臨時総会等を開きことができる。

第 11 条 総会は出席者の過半数の同意によって議決する。  
総会の議長は会長があたる。

第 12 条 総会において行うべき事項は次の通りとする。

1. 会務並びに会計の報告
2. 事業報告及び予算の承認
3. 役員の変更
4. その他重要と認める事項

第 13 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 14 条の 1 本会の経費は会費及び補助金、寄付金、その他をあてる。

全日制・定時制それぞれ 1 校とし、年 6, 500 円徴収する。

ただし、この中に全国高等学校建築教育連絡協議会年会費を含む。

また、臨時会費を徴収することがある。

賛助会費は年額 1 口 10, 000 円 1 口以上とする。

準会費は年額 1 人 1, 000 円とする。

第 14 条の 2 本会の会計（予算・決算）は会計監査（2 名）の監査を受け、総会で監査報告を行う。会計監査（2 名）は会員の中から選出するものとする。

第 15 条 本会則を変更する場合は総会の議決を経るものとする。

第 16 条 第 1 条に掲げるブロックの構成は、次の通りとする。

- (1) 北海道ブロック（北海道全域）
- (2) 東北ブロック（青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島）
- (3) 関東ブロック（東京・神奈川・千葉・埼玉・栃木・群馬・茨城・山梨）
- (4) 北信越ブロック（新潟・長野・富山・石川・福井）
- (5) 東海ブロック（静岡・愛知・岐阜）

ブロックはその地域すべての会員を以って組織する。

ブロックに関する規定は別に之をさだめることができる。

#### 付 則

本会会則運営上必要な規定は別に定める。	制定	昭和 26 年 11 月 5 日
本会則は昭和 30 年 5 月 20 日から実施する。	改定	昭和 30 年 5 月 20 日
本会則は昭和 37 年 6 月 1 日から実施する。	改定	昭和 37 年 6 月 1 日
本会則は昭和 42 年 6 月 2 日から実施する。	改定	昭和 42 年 6 月 2 日
本会則は昭和 46 年 7 月 28 日から実施する。	改定	昭和 46 年 7 月 28 日
本会則は昭和 50 年 6 月 6 日から実施する。	改定	昭和 50 年 6 月 6 日
本会則は昭和 54 年 6 月 8 日から実施する。	改定	昭和 54 年 6 月 8 日
本会則は平成 7 年 6 月 8 日から実施する。	改定	平成 7 年 6 月 8 日
本会則は平成 11 年 6 月 17 日から実施する。	改定	平成 11 年 6 月 17 日
本会則は平成 13 年 4 月 1 日から実施する。	改定	平成 12 年 7 月 26 日
本会則は平成 14 年 7 月 25 日から実施する。	改定	平成 14 年 7 月 25 日
本会則は平成 16 年 7 月 26 日から実施する。	改定	平成 16 年 7 月 26 日
本会則は平成 18 年 8 月 1 日から実施する。	改定	平成 18 年 8 月 1 日
本会則は平成 19 年 7 月 26 日から実施する。	改定	平成 19 年 7 月 26 日
本会則は平成 22 年 7 月 29 日から実施する。	改定	平成 22 年 7 月 29 日
本会則は平成 23 年 7 月 28 日から実施する。	改定	平成 23 年 7 月 28 日